

市ホームページの掲載について

【内容】

市のホームページで「実質公債費比率」を検索しましたが、一件もヒットしませんでした。実際に、19.7%と地方債許可団体となっているのに、どうして載せていないのですか？これによって、住民サービスが低下したり、市民税等が上がったりするのでしょうか？

【回答】

「実質公債費比率」は、従来の「起債制限比率」に代わるものとして、平成 18 年度から新たに設定された、地方債の許可制限にかかる指標です。この指標が 18% 以上の場合、平成 17 年度までと同様、地方債の許可団体となるもので、25% 以上になりますと、一部の地方債の発行が制限されることとなります。ご指摘いただいておりますとおり、田辺市は 19.7% で、引き続き地方債の許可団体となっていますが、地方債の許可制限を受けるには至っていません。しかしながら、高い数値となっていますので、市のホームページに掲載しています「財政健全化計画」（「市役所各課一覧表」の「財政課」又は「政策調整課」のページから入れます。）の中で、改善目標に挙げているところですが、少し分かりにくい指標であるかもしれません。この指標によりまして、市民税等が上がったり、市民サービスが低下したりといったことはありませんが、できる限り、早期に改善に努めたいと考えています。また、「健全化計画」についても、必要に応じ見直しを行ないながら、公表してまいりたいと考えています。まだまだ十分であるとはいえませんが、今後におきましても、出来る限り情報提供にと努めてまいりますのでご理解願います。

(担当：財政課)